

明代嘉靖初年の密掲政治について

大 石 隆 夫

はじめに

明代後期、嘉靖帝（在位一五二一～一五六六年）は内憂外患により王朝の前途に暗雲が漂い始めた多難な時期に帝位にあったが、その評価は必ずしも高いものではない。その実父母の礼遇をめぐって発生した大礼の議によつて官僚との間に溝を作り、また道教を信奉して政務をかえりみなかったことがその理由とされる。しかし彼は宮中であつて外界と隔絶されて孤立していたわけではない。彼は内閣大学士に密掲という特殊な上奏文を用いて直接上書することを許し、自ら密論とよばれる親書でこれに答えることによつて彼らと緊密な連絡を保つていたのである。このことは嘉靖帝が主体性をもつて政治に関わろうとする姿勢を反映している。

ところで明代の上奏文については桜井俊郎氏⁽¹⁾に詳細な研究があり、明初から弘治朝に至までの題奏本制度の形成と展開が明らかにされている。しかし明代後期に出現した上奏文の一種である密掲は今まで十分に紹介されることがなかった。『万曆野獲編』は密掲について次のように記している。

中外大小臣上の封事を上るに、外に通政司有り、内は則ち会極門にして俱に号簿有り。惟だ内閣独り密掲を進むるを得。蓋し心膂の近臣は百司と比べ得るに非ず。近日の言路遂に指すに奸数を為すを以てし、盡く停格を行わ

んと欲す。聖意の転移を知らざれば、全くこの一線を恃めども、外廷の干言は禁密の片語に如かず。(中略)閣中の密掲は祖宗の朝、皆然りと雖も、然れども惟だ在事にて則ち之を行つのみ。嘉靖中・万曆初、在籍・在塗にして之を用いる者あり。永嘉・江陵の二張文忠是なり。彼の時、臣主一人の如く、忤らう者は立に奇禍に見う。

(卷七「内閣密掲」)

一般官僚の上奏文は在外の者は通政使司を通じ、在京の者は会極門を通じて宮中にもたらされるが、内閣はこの他に密掲を進呈することができ、その影響力は普通の上奏文よりもはるかに大きく、殊に嘉靖・万曆両朝の宰相張璁と張居正はこれによって皇帝の意志決定を左右して「臣主一人の如く」であつた、とある。明代の政治制度に詳しい山本隆義氏は、密掲を評して「内閣が心膂の近臣たるが故にかかる特権を賦与されていたことは、天子が事を断決する際に大なる影響力を持つに至つたであらうことは想像に難くない」⁽²⁾と述べておられる。

このように密掲は明代後期における内閣権力の伸張とともに語られている。たしかにこの時代の政治史は不安定な政治情勢を背景に強権を掌握し一世を風靡した多くの内閣大学士で彩られており、張璁はその嚆矢であるといわれる。しかし果たして密掲は『万曆野獲編』に記されているように張璁に大きな権力を与えたのだろうか。このことを明らかにするためには、密諭・密掲を介して交わされた嘉靖帝と張璁の間の対話の内容を検討しなければならない。

そこで本稿ではまず密諭・密掲の創設の経緯と制度的側面を明らかにした上で、張璁の『論對録』三四巻巻首一卷⁽³⁾や楊一清の『密諭録』七卷⁽⁴⁾に収録された嘉靖初年の密諭・密掲を具体例として嘉靖帝と張璁の間における意志疎通の実態を考察し、もつてこの制度の特質を明らかにしたい⁽⁵⁾。

一、密諭・密掲制度の創設

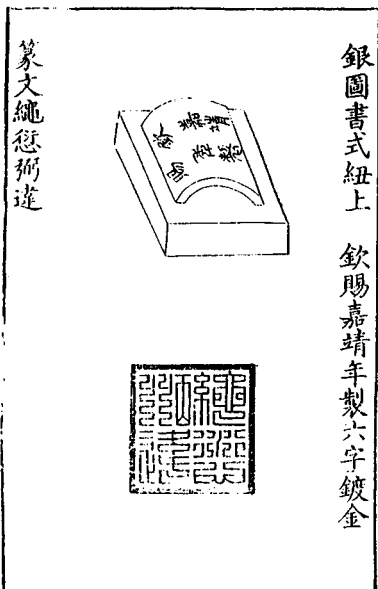
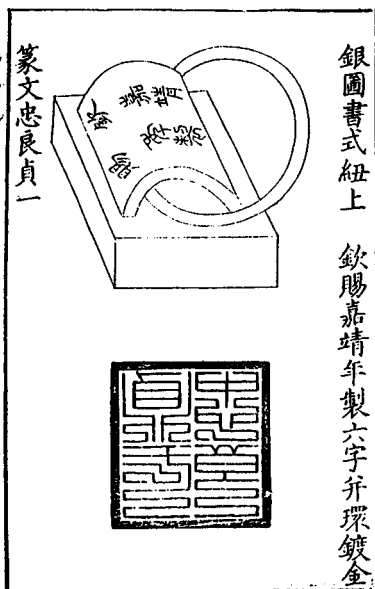
嘉靖初年の政局は、外藩から迎えられて帝位についた嘉靖帝の実父母の礼遇をめぐる論争の展開にもなつて推移した。そして六年一〇月、大礼の議にもなう政治闘争を制して台頭した一群の官僚（以下議礼派と呼ぶ）の首領である張璁は礼部尚書兼文淵閣大学士として入閣した。嘉靖帝の主導により密諭・密掲制度が創設されたのはあたかもこの月のことである。『世宗宝訓』には次のような記事がある。

上、大学士張璁に諭すらく、「朕に密諭有らば、卿、他をして測知せしめ、以て事機を泄らす勿れ」と。又諭すらく、「朕と卿、帖は皆親書せよ。甚だ楷正しからずと雖も、代写に事情の泄れるを恐る」と。璁、疏して謝し、因りて先朝楊士奇の故事を挙げ、函書を給い、密封奏対の用と為すを請う。上、之を許す。乃ち大学士楊一清に諭して曰く、「凡そ朕と卿等の議すべき事情は、軍国の重務は卿等同官三人をして議奏せしむるを除くの外、或は密訪すべき事機あらば祖宗の故事に法りおのおのに印記一を賜い、以て所來の帖子を封ずるを欲す。又朕の送下せる文書も亦封記無かるべからず。今、制するに、一套の正面に一雲竜を画ぎ、上に「諭某官」と批し、中に「政事文劄驗記」一顆を用い、背の封口に「御封」の二字を用うれば、出納に驗あり、事機に漏るるあるを致さざるに庶し。朕、謀るべき者なきも、用いて卿と預め可否を計りて通議來聞するものは并わせて印記の字様を賜い選用をねぎらう。之を密かにせよ」と^⑥。

嘉靖帝は密諭・密掲制度の創設に当たつて自ら数多くの事柄を取り決めていた。情報の漏洩を避けるため密諭・密掲はすべて親書すること、洪熙帝が楊士奇らに銀印を賜つた故事に倣い当時内閣大学士であつた張璁・楊一清・翟鑾の三人に印章を賜つて密掲を進呈する権利を認め（付図一参照）、かつこの印章で密掲を封印すべきこと、密諭は一定

(付図一) 嘉靖帝が張璫に賜った印章

前七



(『論對録』より)

の様式に従って作成された封筒に封入するべきこと(付図二参照)、などである。嘉靖帝が自らの発案で制度を創造している点に注目すべきである。

密諭・密掲は誰の手によって送達されたのだろうか。

『密諭録』には

今晚、内閣中より邸舎に回るに、該司礼監文書房官御節を齎捧し密諭ありて曰く、云々⁽⁷⁾

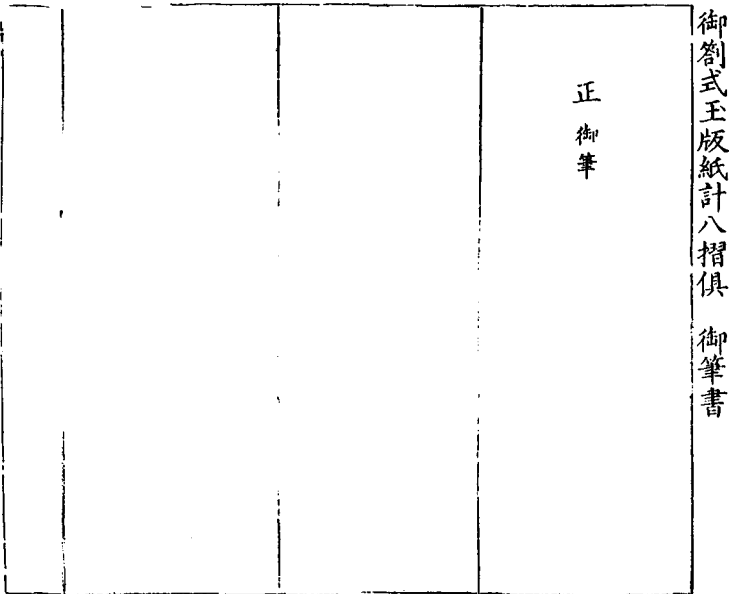
とあり、正規の上奏文処理過程を経ることなく宮中の秘書役の宦官が大学士の私邸を直接訪れるかたちで授受の仲立ちをしていたことがわかる。この他にも密諭・密掲の運用には様々なとりきめがあったようである。張璫の子息張遜業は次のように言つた。

中書科中書舎人守制臣張遜業謹しんで奏し、先臣の遺疏を進繳せんが事の為にす。臣の父少師兼太子太師吏部尚書華蓋殿大学士張孚敬(璫。一〇年二月に改名)は今年二月初一日、自ら病の癒える能わざるを度り、乃ち臣を呼び之に命じて曰く、「(中略)先年しばしば諭札及び銀圖書を承く。すでに録進せるを除くの外、なお未だ進繳を経ざる者凡て八道あ

(付図二) 密諭の封筒と用紙の様式



明代嘉靖初年の密揭政治について



『論對錄』(一)

り。謹んですでに旧式の如く簿に録し装潢冊を成し箆匣に尊蔵す。銀圖書二枚と并せ密に封識を加え另て奏本を為り、我が没後を待ち汝即ちに親ら齎ちて闕に赴き奏繳すべし。失損するを得ず」と。(中略)臣の父の遺疏一封、及び箆匣一封、尊蔵せる諭札一冊、銀圖書二枚を原匣の銀鎖鑰、印色池と并せ、俱全に謹んで本に随つて親ら齎ちて闕に伏し進繳す⁽⁸⁾。

これによると密諭・密掲は防諜のため施錠可能な小箱に入れた状態で授受され、また大学士は一定期間ごとに受領した密諭を冊子に装丁して返納しなければならなかったことがわかる。

密諭・密掲制度は宦官を介した皇帝と大学士の私的な通信手段であり、政務に関する意見交換の媒体として機能し得たことがわかる。次にこの制度が創設された政治的背景を考えてみたい。王世貞は『嘉靖以来内閣首輔伝』巻二張孚敬伝において

孚敬の内閣に入るに当たり上いよいよ之に傾向し、密問する所の還往は月に十を以て数え、字及び号を称えて名をよばず。楊一清、首揆に居り老成を以て上の礼重する所たりと雖も、然れども之を信すること孚敬の深きに如く能わず。

と述べ、張璁が嘉靖帝から多くの密諭を受け、嘉靖帝の張璁に対する信頼は当時首輔であった楊一清を凌ぐほどであったとする。密諭・密掲制度は張璁の入閣にもなって創設されたのであり、その最大の受益者もまた彼であった。それでは張璁の関係する個々の事件において密諭・密掲制度はどのように運用され、どのような効力を持ち得たのであろうか。次章では『諭對録』に現れる事例を中心にこの点を検討したい。

二、密諭・密掲制度運用の实情

(一) 王瓊をめぐる人事問題

『諭対録』の卷一は王瓊という大臣の人事案件に関わる五通の密諭・密掲を載せる。

近日(桂)萼と霍韜、疏し論じて王瓊を薦む。前日、卿未だ入閣せざるとき、朕、(楊)一清と(翟)鑾に詢るに未だ便ち用うべからずと云う。朕、思つに、瓊は先朝に在りて罪犯未だ問われず。而して朕、位を嗣ぐや、伊、楊廷和、權を擅にし君を欺くの疏を言い、後に始めて科道にこもこも効められ下獄す。其れ瓊の人となりは果たしてこれいかん。又近く刑部欠員に因り吏部、高友璣并せて(胡)瓚を写し、朕、瓚を点用せり。其れ用に堪う可きや否や、併せて卿に密問す。卿、己を用いるを憚る勿れ。具に録して來聞すべし。之を慎め^⑨。

嘉靖帝はこの密諭中において二つの案件を諮問している。王瓊起用の当否と刑部尚書の後任人事である。これに対する張璁の返答は次のようなものである。

臣張孚敬謹んで奏す。臣、今日内閣に在りて伏して聖諭を読むに、「王瓊は朕は未だ善悪を知らず。伊の才委まことに用いる可き有りや」と謂い、臣等に擬票を命ず。已に「先に著して尚書職致仕に復し相応の員欠に待用し吏部をして他に推用せしむ」と擬す。王瓊を論ずるに委に過人の才あり。籌邊握兵に至りては尤も其の長ずる所なり。其れ先朝に在りては本と太過無し。ただ楊廷和の奸を攻発し、科道官俱に廷和の門下に出るに因り、乃ち遂に扶同排陥せらるるのみ。彼の時、一清家居し、或いは未だ悉く知る能わず。今、萼と韜の薦める所は、亦只だ朝廷の官人は其の長ずる所を取り、將來の効力必ず当に大いに補う所有るべきを願うのみ。臣、嘗て方獻夫と論ずるに、「今刑部尚書の員欠く。宜しく三辺尚書王憲を推し、王瓊を以て王憲に代わり三辺の事を領せしめ、其の効勞

を待ちて進用すべし」と。(中略)此の如くなれば則ち用人皆当たる¹⁰⁾。

王瓊は嘉靖帝の帝位継承に際し、楊廷和を非難して綏德(陝西省)に流刑され、桂萼の上奏によりこの年の七月に赦免されたばかりの人物である¹¹⁾。議礼派に属する張璉や桂萼が反議礼派の領袖楊廷和と敵対した王瓊を推挽するのはきわめて自然であるが、張璉はさらに一步進んで密諭中の二つの諮問案件を関連づけ、陝西三辺総督の王憲を刑部尚書に推し、王憲の後任に王瓊を据える玉突き人事を嘉靖帝に提案した。嘉靖帝は次のように回答する。

昨晚、卿の回奏を得。已に王瓊を起こす旨を擬す。(中略)王憲を補して辺方に在りて功を成さしめ、次いでもし之を他人に更えたれば、又軍民彼此するを恐る。乃ち憲の辺政を修拳すること已に七分に至るに因り、地方稍安んず。地方既に安んずれば人心帰慕す。未だ可否を知らず。或いは卿の意の如くす¹²⁾。

嘉靖帝は逡巡しながらも辺境統治事業が完成していないという理由で王憲を転任させる意志がないことを示した。しかし張璉は重ねて王瓊の起用を進言する。

夫れ宣(府)・大(同)は京師に切近し辺鎮に在りて尤も重地と為す。聖諭に「王憲を以て辺方に在りて功を成さしめ、次ぎに之を他人に更えるを欲せず」とあり。誠に亦至慮なり。如し必ず王瓊を以て刑部に補せば、或いは宣・大、有事緩急あれば亦総制と為すべし。其れ安辺の籌策は誠に之に過ぎる者有る莫し¹³⁾。

張璉は王憲を転任させないという嘉靖帝の意向を了承した上で代替案を持ち出した。王瓊に辺境統治の才能があることを強調し有事に際し宣大総督に起用することを前提にして刑部尚書に任用しようというのである。さらに張璉は自分の提案が採用された場合取るべき処置を次のように列挙する。

計開

一、萼・韜の王瓊を薦める所の本は臣等已に「着して尚書職致仕に復し相応の員欠に待用し、吏部をして他に推用せしむ」と擬票せり。今、如し瓊を用いれば吏部の刑部尚書を推すの本を將て發出するを須ち再び換え来た

らせて另けて推さしめん。并せて尊・韜の本は前票の旨に照らして俱に発出し（方）献夫をして王瓊を推して進め来たらしめん⁽¹⁴⁾。

張璉は嘉靖帝に対し、王瓊の刑部尚書任用に当たり、王瓊を推薦する趣旨の桂萼・霍韜の題本は張璉の票擬の通り批答して発出する、吏部が刑部尚書会推の結果を奏上した題本は一旦発出の後、改めて吏部侍郎方献夫に王瓊を推薦する題本を進呈させる、という二つの手続きが必要であることを指摘している。はたして嘉靖帝は王瓊の起用を認めたのであろうか。結果は否であった。

昨卿の回奏せる事件は朕、具に知悉せり。但し璣は未だ用うべからず。而して瓊も亦未だ便ち用うべからず。只だ是着して尚書職に復して後、用を待たしむるのみ。刑部に任ずるに堪える^{もの}は吏部に着して另けて刑名に長ずる^るを推さしめて用いん⁽¹⁵⁾。

嘉靖帝は王瓊の名譽を回復して致仕させるにとどめ、刑部尚書には別人を任用する意志を明示するに至つた。『実録』はこの事件の結末を次のように記す。

吏部尚書李承勛を改命して刑部尚書と為し太子少保を加う。是より先、刑部尚書欠き、吏部侍郎方献夫等、南京工部尚書高友璣・戸部侍郎胡瓚を会推す。上、刑部の所掌、民命に関わるを以て必ず須く人を得さしめて以て委任に副わしむ。故に承勛に改命す⁽¹⁶⁾。

李承勛を刑部尚書に任用する人事案は前掲の密諭・密掲の中では全く触れられていない。これは嘉靖帝が独断で刑部尚書を選任したことを意味し、密掲を介した張璉の嘉靖帝に対する工作は功を奏さなかつたことになる。嘉靖帝は自分から張璉に王瓊起用の可否と刑部尚書の後任人事を諮つておきながら、議礼派の思惑を背景にした張璉の提案は却下したのである。

この事例において密諭・密掲は正式な人事が発令される前の打ち合わせの場として機能した。注目すべきは嘉靖帝

が張璉の提出した人事案を承認しなかつた点である。密諭・密掲にはこれを介して大学士が皇帝に対して根回しを行う役割は期待されず、皇帝の当該案件に関する意向を周知させる役割がより重要だつたといえる。

(二) 聶能遷疑獄事件

王瓊をめぐる人事問題が終結した八ヶ月後、聶能遷という奇妙な人物をめぐる張璉と首輔楊一清との間に確執が生じ、張璉は再び密掲を用いて嘉靖帝の意志決定を左右しようと試みる。この発端は議礼派の立場から大礼の議の経過を記録した欽定書『明倫大典』の発布に際しての恩典人事であつた。『実録』はこの事件の顛末を次のように記す。

錦衣衛指揮僉事聶能遷を謫戍す。遷は初め太監錢寧に附し功を冒し濫りに陞り、のち例を以て裁免せらる。復た議礼に因縁し且つ太監崔文と交関し冒して故秩に復す。さきころ『明倫大典』の書成るを見て陞職するを得ざれば怨望し平らかならず。間住工部主事翁洪に属み疏を草し、新建伯王守仁、賄を礼部尚書席書に通じて挙用せらるるを得たるを誣論し、詞、詹事王綰及び大学士張璉に連なる¹⁷⁾。

聶能遷はもともとと宦官と結託して昇進をはかり、『明倫大典』発布に伴つ恩典人事に際して昇進できなかったことを恨んで朝廷の大臣を誣告して罪を得た、とある。張璉の密掲によるとこの一件は彼個人と次のような関わりを持つ。

昨晚、(楊)一清、聶能遷の奏する所と并せて擬稟を以て臣に示す。初め臣、召されて京に至るや、もと能遷と曾て相識らず。彼来たりて相見え開口し、便ち「是れ我、朝廷に奏して你を取り来たらしむ」と説つ。續きて臣等、誤りて恩命を被り(翰林院)学士に超擢せらるるや、彼亦「是れ我、太監崔文をして朝廷に在りて前みて^すあなたがために道達せしむ」と説つ。(中略)さきころ『明倫大典』を進めるや、又例に随つて陞官せんと欲し、桂萼に対して錦衣衛堂上掌印指揮にならんと欲要すと言つ。臣等^すに謂いて曰く、「此等の凶悪若しこれをして錦衣衛掌

印指揮に做せば朝廷の事を壊ること極まらん云々」と。何ぞ彼、之を聞きてますます讐恨を懐かん⁽⁹⁾。

これによると聶能遷は張璪が三年六月に左遷先の南京から召還された頃から内廷の宦官との関係を暗示しながら恩を売るような言動を繰り返していたという。そして『明倫大典』が發布されると彼は自分の言動を功績として認めて昇進させるよう議礼派の大臣に要求したらしい。この要求が拒絶されたため聶能遷は恨みを懐いて張璪らを誣告するに至ったという。

ところが張璪は翌々日の密掲において聶能遷に黒幕がいると主張し始める。

聶能遷の臣を恨む情由は一日に止まらず。(中略)今年の正月間、彼、方に陳べて兵部に其れが為に覆奏するを乞う。楊一清、実は之を主る。たまたま一日、一清、閣に至らず。即ち書を写して臣に与え、其れが為に擬票し、量りて陞職に擬せんと欲す。蓋ぞ過と為さざる。今、書見存す。中に三耳なる者を云うに証すべし。即ち聶字なり。即ち聶能遷なり。是の日、兵部の本、未だ下らず。次日発下せらる。是の日、一清、閣に到り、即ちに擬票を為りて「聶能遷は公差に変を聞き、艱険を避けず、地方の官員に伝報し兵を分かちて備え禦ぐ。況や他、先年、抗言、礼を論じ、勞績嘉すべし。本衛指揮僉事に陞し着して南鎮撫司に在りて管事するを准す」と云う。彼、時に実に皇上の従わざるを恐れ、抗言論礼の四字を以て皇上の従わんことを欲す。故に聶能遷ますます一清の恩に感じて臣を恨む。(中略)臣、奏請すらく、聶能遷を提究し并せて主謀の奸人を追せんことを。此れ第一の要緊の事なり。伏してさうらうは聖明、敵旨もて批行し以て国法を彰かにし以て邪党を破らんことを⁽¹⁰⁾。

聶能遷は以前から首輔楊一清と結託して昇進をはかり、楊一清は公正であるべき票擬の場に私情を持ち込んで聶能遷の昇進を嘉靖帝に裁可させる工作をした、とされている。張璪にはこの密掲によって聶能遷事件を単なる一武官の不祥事から首輔を巻き込んだ政治闘争に発展させる目論見があったと見ていいだろう。しかし嘉靖帝はこの一件をもつ

て楊一清を咎めるつもりは全くなかつたようだ。彼は七月二日付の密諭で次のようにいう。

近日、聶能遷、私を懷きて捏辭し、朕を怨みて平らかならず。卿を誣害排陥し、已に旨有りて提問追究す。朕思うに、儉夫小人の所為一たび此に至るや、何ぞ敢て忠を以て自許せんや。法、行わざるべからず。且つ彼必ず主使有ること、朕、豈に知らざらんや。奈せん仁は君の徳なるのみ。朕は卿が介懷するを恐る。夫れ古より君に忠なる者、未だ嘗て讒害を被らざるなし。

嘉靖帝はまず聶能遷が有罪であることを認め、また主謀者が別に存在することも認める。しかし彼は君主たる者の仁徳によつて主謀者を追究しない、とし、逆に張璁がこの一件を意に介さないようさとしている。張璁からすれば楊一清を標的にした聶能遷事件の政治問題化は嘉靖帝によつて拒否されたことになる。

だが張璁は七月四日、嘉靖帝の反対にもかかわらず、公式の上奏文である題本を進呈し楊一清への攻撃を続行する。

(前略) 入閣に至りては例、日期を以て先後と為し、官職を以て崇卑と為す。凡そ閣中一応の事務は、國家の利害を問わず、虚心の公議を行わず。但だ主者一人の主る所を以てし、余は唯々として可否を敢えてせず。一に言有る者は輒ち陰擠して之を斥く。故に皆終日伴食し旅進旅退するのみ。此を以て亦習みて常と為す。甚しきは明らかにかに其の心私に偏り國を誤るを知り、又従いて称道し以て歡心を結ぶに至る。是れ又大いに鄙しむべし。(中略) 伏して乞うらくは聖明、厳しく宣諭を加え、繼今以後おのおの宜しく洗心滌慮し、行いを改め善に従わしめ、奸を懷きて以て君を欺き、儉を設けて以て正を害ない、詭わり随いて以て惡を濟け、己を便んじて以て讒を縦にすることなからしめんことを。凡そ閣中一応の事務はおのおの公平正大の心を以て之を処すべし。公を論ずる者、前後に旨を擬するも、問ま私を執りて法を壞す者あり。公論に同じからざる者は阿従するを許さず、必ず自ら上裁を請うべし。閣中所進の掲帖は論同じき者は連名し、同じからざること有る者は捏名妄奏するを許さ

す^②。

この文章は一見、鼂能遷事件とは何の関係もないように見えるが、内閣における首輔専権の実態を批判し、嘉靖帝に対して内閣大学士を訓戒するよう要請するかたちで首輔である楊一清を攻撃する内容になっている。嘉靖帝の返答は次のようである。

輔臣は元を調え化を賛く。当に上の為には徳を為し下の為には民の為にすべきを要す。同寅協恭し以て和衷の治を期せば朝廷倚毗の隆に副うに庶し。彼此あい嫉み以て簡狎に負くを得ず^③。

嘉靖帝はすでに非公式の密掲によつて張璫の題本が政争の一端に過ぎないことを熟知していたのであり、内閣大学士が協調して相互に嫉妬することの無いよう訓戒するかたちで張璫の行動をたしなめている。また八月には楊一清自身も密掲を進呈して弁護の論陣を張っている。彼の言い分は次の通りである。

(前略) さきごろ張璫、鼂能遷の捏詞奏訐を被り、臣等の擬票太だ覓く曾て能遷を將て旨を請い鞫問重処せざるに因り、遂に疑怪を生じ、内閣に宣諭し以て讒邪を絶やし、以て政本を清めんことを奏請す。その辞の意を詳にするに愚臣を指斥す。(中略) 但し璫の指斥する所は臣と臣鑾相顧み茫然として端由を知る莫し。(中略) 臣の臣璫に於けるや、去冬より以前は議論まま合わざる有りと雖も、志同じく氣和し、未だ嘗て一言の相忤なし。今年春夏以来に至りて、其の志太だ驕り氣太だ横しまなるを見る。公卿を狎視し桂萼と雖も亦敢えて之と抗わず。その余の大臣は頓指氣使して意の如くならざる無く、諸司の庶僚は敢えて仰視する莫し^④。

楊一清はまず張璫が自分を敵視するようになった理由が鼂能遷を重く処罰しなかつたことにあると述べ、張璫の告発については身に覚えがないとする。次に張璫の最近の振る舞いに言及しその傍若無人ぶりが目に余ることを逆に告発している。この密掲に対して嘉靖帝は次のように返答する。

彼の璫は忠を盡くして君に事え、博見多識、顧問の地に在りては允に称う。惜しむべし自ら其の能を伐り、朕の

寵する所を恃む。嗚呼。朕の礼する所の者は私恩に非ず、昔の正倫の功に報わるなり。聰、当にいよいよ謙遜を加え誠を竭くして報を圖るべし。誠を竭くすとは何ぞや。公に権り賢に譲り、己を謙り衆を容れること、是なり。今、却つて是の若し。良に嘆く可き哉^(四)。

ここには楊一清に対する問責の言葉はなく、逆に大礼の議での功績を鼻にかけた張聰の不遜な態度に不満を表明している。楊一清が伝えた官界の悪評が嘉靖帝の張聰に対する信用を損ねたことは明白である。かくして張聰が嘉靖帝の意志決定を掌握する試みは今回も失敗に終わつたのである。

この事例での密諭・密掲の役割はどうか。張聰からすれば密掲は政敵楊一清を追いつ落とす政争の具としては有効でなかつた。嘉靖帝は密掲を介した張聰の讒言に動かされなかつたし、楊一清もまた密掲を用いて嘉靖帝に訴えかけることができたからである。一方嘉靖帝の側からすれば紛争の当事者たちから個別に釈明の密掲が上がってくるわけでは政治問題の情報収集に大変役立つたと考えられる。

(三) 張聰の請暇・皇親の崇仏問題

前二件の事例は政治問題に関わるものであつた。しかし密諭・密掲は本来皇帝と大学士の私的な通信手段であり、時としてきわめて個人的な話題が取り上げられることがある。

卿、数日朝せず。朕、甚だ之を懐う。朝廷に政務多し。正に卿の一一の贊理に頼る。卿、豈に連日、家に居る可けんや。既に假を奏請し、妻の病を調理せんとするを聞くも、本より卿を准し難し。但し其の危急を称えるを念い、特に数日を准す。如し妻の病、稍痊えれば、便ち即ちに闇に赴きて供職すべし。自ら報國の念を忘るる勿れ^(五)。

これは数日間、出仕しなかつた張聰に対し、若干の休暇を認めた嘉靖帝の密諭である。注目すべき点は妻の病氣とい

う、中国の士大夫が筆舌に上せることを潔しとしなかつた家庭内の事情を公然と取り上げていることである。家庭内の出来事といえは時には家庭内の不祥事が話題になることがあつた。

今日、朕、聞くならく、桂萼、密疏して言えらく、「駙馬謝詔、学、未だ進まざるに、其の無徒を以て之を阻間す。内、婦人、朕の妹を誘い専ら釈事に務め、外、閹者、詔を阻みて必ずしも読書せず、教書官来たる時、只だ是他を礼するを要さずと云う。詔、中日之を憂恨す」と。朕惟つに帝王は齊家を以て先と為し、而る後に親族之を化し、天下、又之を化す。今、朕の妹、専ら釈教を尚び、詔又憂疑し進学を肯んぜず。宜しき所に非ず。夫れ宮中にて習つ所は仏事をもつて最と為すに過ぎず。故に朕の妹之に惑う。我が聖母も亦此の教えを崇ぶ。朕、毎に進諫するも慈意未だ回らず、朕の妹、所以に忌畏する心無し。此れ聖母の之に責論するに非ざれば、朕、倫紀を失うを恐る。豈に上、父母を累わし、亦自ら過愆を取らざらん。朕、上書して聖母に進奏し、朕の妹を訓づるを請わんと欲するも、未だ可否を知らず。預め密かに卿と計らん。録を備えて来聞すべし。

ここにいう「朕の妹」とは永淳公主である。彼女は弘治帝の三女で謝詔に嫁いだ。密諭の中で嘉靖帝は謝詔が勉学に努めないこと、および宮中に仏教が蔓延して永淳公主がこれに感化されていることを嘆いている。ことに仏教信仰については嘉靖帝の生母太后蔣氏も熱心であることを述べ、嘉靖帝の度重なる諫言にも耳を貸さないことを告げる。密諭の目的は嘉靖帝が太后に上書して仏教信仰を止めさせ、併せて太后を介して永淳公主を訓戒することの可否を張聰に諮問することである。張聰の返答は次の通りである。

臣、願わくば、皇上、韓愈の言を採り著して譏諫を為り、聖母に上奏せんことを。委曲積誠一ならざれば聖母の慈意、必ず回らざること無きに足らん。聖母の意回らば、必ず以て長公主を諭さん。而して皇上、又自ら之を諭さば、未だ欽然として道に同帰する者有らざらん。其の他、一切の誑誘の群小は亦須く禁戒し、これをして嘗惑すること無からしめよ。謝詔に至りては尤も宜しく責むべし。教書官は定めるに課程を以てし、示すに趨向を以

てすれば、其の徳器日々就る所あるに庶し。(中略)謹んで韓愈の仏骨表全文を將て附進し、謹んで具に奏聞す。

張璉は韓愈の排仏論をかりて太后を説得するよう提案し、謝詔については教育課程を定めて傳育するよう勧めている。嘉靖帝はこの提案に基づいて太后に上書したが、後日の密諭に「聖母の意未だ回らざるに似たり」とあり功を奏さなかつたことがわかる。

この事例では密諭・密掲は皇帝と大学士の間で交わされる私信として機能している。ここでは家庭内の問題が取り上げられ、両者間に私的個人的な人間関係を醸成させていったと考えられる。皇帝との間に特別な紐帯を発生させるがゆえに当時、密諭・密掲が特殊な効力を持つと思われたのではなからうか。

おわりに

密諭・密掲制度は宦官を介した皇帝と大学士の私的な通信手段であり、議礼派の張璉が入閣するに当たつて嘉靖帝が発議してこれを創設した。本稿では張璉をめぐる三つの事例からこの制度が個々の事件においてどのように運用されるかを検討した。まず王瓊をめぐる人事問題では刑部尚書の後任人事が正式に発令される数日前から密諭・密掲を介した皇帝と張璉の対話が始まった。王瓊の起用には議礼派の勢力拡大をもくろむ張璉らの思惑があつた。しかし張璉は密掲によつて嘉靖帝を説得することに失敗し、彼が別人を起用することを甘受せざるを得なかつた。

次に最能遷疑獄事件においては密諭・密掲を介した対話はやはり張璉が楊一清を糾弾する正規の上奏文を進呈する数日前から開始されている。張璉は元来一武官の不祥事に過ぎないこの事件を利用して首輔楊一清に対する政治闘争を展開した。しかし今回も張璉の行動が嘉靖帝の承認するところとはならなかつた。張璉は逆に楊一清の進呈した密

掲により嘉靖帝の不興を買つことになるのである。

最後に張璁の請暇や皇親の崇仏問題においては密諭・密掲を介して嘉靖帝と張璁が互いの家庭内の問題を語り合っている。そこには四角四面の上意下達といった雰囲気は感じられず公の場では口にできない私的な話題を語り合う親密さが存在する。このような場合において密諭・密掲制度は皇帝と大学士を私的個人的な人間関係で結びつける役割を担つたのである。

それでは張璁をめぐる密諭・密掲を通じて浮かび上がるこの制度の特質とはいつたい何であろうか。従来密掲は皇帝の政治的決断に強く影響しこれを進呈する大学士に大きな権力を与えると考えられてきた。確かに政治問題において密諭・密掲制度は題奏本を用いた公式の上奏文処理過程で正式な決定が行われる前の打ち合わせの場として利用され、張璁は様々な論拠をあげて自己に有利な決定が行われるよう嘉靖帝を誘導した。しかし張璁の提案の採否を決するのは常に嘉靖帝の側であつて、張璁の言葉巧みな誘導も嘉靖帝の意志決定を左右するには至つていない。密掲が内閣大学士に大きな権力を与えることはなかつたのである。

むしろ嘉靖帝が密諭・密掲制度を創設することによつて積極的に臣下との意志疎通を図り、皇帝と張璁の間に比較的安定した君臣関係が築き上げられたことが評価されるべきである。明代においては成化朝以降、皇帝が内閣大学士を召見する回数が極端に減少した。大学士万安のごときは成化帝の面前で言うべき言葉を知らず万歳を叫んだだけで退出し、人々は彼をあざけて万歳閣老と呼んだと伝えられる²⁰。すでに成化朝において宮中と外廷は隔絶し、皇帝と大学士の関係は会話もままならないほど疎遠なものになり果てていた。嘉靖帝が政務に関心がなく、密諭・密掲制度が創設されなければ張璁もまた万歳閣老と大差ない地位に甘んじていただろう。密諭・密掲制度の創設は主体的に政治に関わろうとする嘉靖帝の政治姿勢を反映するとともに、宮中と外廷の官僚機構の連絡が途絶えがちであつた明代後期においては例外的に皇帝が大学士と親密な関係を構築し得たことをあらわしている。

密諭・密掲制度は皇帝と内閣大学士の間に密接な人間関係を作り上げる役割を果たした。では張璉以降に現れる嚴嵩・張居正といったより強権的な首輔政権のもとで密諭・密掲制度はどのように変容していくのであろうか。この点は今後の課題としたい。

注

- (1) 「明代題奏本制度の成立とその変容」、『東洋史研究』第五一卷第二号、一九九二年。
- (2) 「明代の内閣 特にその職掌と制度及び閣臣の出身について」、『東洋史研究』第二〇巻第二号、一九六一年、三二頁。『中国政治制度の研究 内閣制度の起源と発展』同朋舎、一九六八年、に収録、五〇九頁。
- (3) 『四庫全書存目叢書』史部第五七冊所収、天津圖書館藏萬曆三十七年蔣光彥等宝綸樓刻本。
- (4) 唐景紳・謝玉傑点校『楊一清集』(中華書局、二〇〇一年)下冊所収。
- (5) なお本稿においては嘉靖の年号はすべて省略し、『世宗実録』は単に『実録』と略称する。
- (6) 『世宗宝訓』卷六「信任大臣」六年一月甲子。『実録』は一〇月甲子(二〇日)のこととする。
- (7) 「論東閣掌誥勅奏対」、『密諭録』卷五。前掲『楊一清集』下冊九九一頁。
- (8) 「進繳遺疏」、『太師張文忠公集』奏疏卷八。
- (9) 『諭対録』卷一、一〇月初一〇日。
- (10) 『諭対録』卷一、一〇月一四日。
- (11) 『実録』六年七月庚寅(一五日)。
- (12) 『諭対録』卷一、一〇月一五日。
- (13) 『諭対録』卷一、一〇月一六日。
- (14) 『諭対録』卷一、一〇月一六日。
- (15) 『諭対録』卷一、一〇月一七日。
- (16) 『実録』六年一〇月癸亥(一九日)。
- (17) 『実録』七年七月戊子(一九日)。

- (18) 『諭対録』 卷七、七年六月二六日。
 (19) 『諭対録』 卷七、七年六月二八日。
 (20) 『諭対録』 卷七、七年七月初二日。
 (21) 「請宣諭内閣」、『太師張文忠公集』 奏疏卷四。『実録』 七年七月癸酉（四日）に同様の記事がある。
 (22) 『実録』 七年七月癸酉（四日）。
 (23) 「乞休致奏疏」、『密諭録』 卷六。『実録』 七年八月甲子（二五日）に同様の記事がある。
 (24) 同上。
 (25) 『諭対録』 卷二、六年一月初一日。
 (26) 『諭対録』 卷四、七年二月初六日。
 (27) 『明史』 卷一一二。
 (28) 『諭対録』 卷四、七年二月初六日。
 (29) 『諭対録』 卷四、七年二月一日。
 (30) 『明史』 卷一六八。

大学院研究科研究員